

福祉移送サービス利用の流れ

能美市社会福祉協議会
令和3年4月1日現在

①相談

初めての利用の場合は担当ケアマネジャー・相談支援専門員が社協へご連絡下さい。



②申請

「福祉移送サービス利用登録申請書」を記入して、社協に提出して下さい。

①介護保険被保険者証写 または、身体障害者手帳写 ②移乗の状況がわかる個人票も必要です。原則、介助者の同乗が必要ですが、若年障害者等で単独の乗車を可能とする場合もありますので、事前にご相談下さい。その際には、申請書とは別に介助者なしの場合の誓約書も併せて提出が必要となります。

※65歳となり、介護保険への移行になった場合は、必ず、介助者の同乗が必要となります。



③登録

「利用登録決定通知」が、申請者宛に届きます。

※年間登録費の請求書が同封されていますので、支払い期限までの支払いをお願いします。(初回利用日が決定している場合は、利用後の請求書と同時に年間登録費の請求書をお送りします。)



④予約

利用日の1週間前までに、利用したい日時を予約してください。

※申込予約及び取り消しは、本人・家族または担当ケアマネジャー・相談員が行って下さい。(専用ダイヤル ☎0761-58-6260)



⑤調整

社協は、予約状況を確認し運転手との調整をします。

※車両1台での運行のため、予約状況等によっては要望に応じられない場合(日時変更等が必要になる場合)があります。ご了承ください。



⑥利用

運転手が、指定された場所へお迎えに行きます。

※往復の場合は、帰りのお迎えの電話をして下さい。(専用ダイヤル☎ 0761-58-6260)



⑦支払

利用月の翌月15日頃に1ヶ月分まとめた請求書を申請者宛に送付します。

※支払い方法は、社協窓口での支払い または、指定口座への振込みとなります。



移送サービスとは

公共交通機関を使用して移動することが困難な、常時車イスを利用する高齢者の方や障がい者の方を対象に、通院等の送迎を支援するサービスです。

※ホームヘルプ等の資格を有する運転手が介護と外出を支援する「介護タクシー」とは異なります。

【移送サービスについてのお問い合わせ】
能美市社会福祉協議会 ☎0761-58-6260

